

令和2年4月1日

学校法人 広島国際学院 行動計画

教職員が仕事と家庭を両立させることができ、かつ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備

<対策>

- 平成2年4月～ 代替要員（非常勤の教職員や派遣職員等）を確保する。

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成2年4月～ 計画的取得の可否について検討を開始する。
- 平成3年4月～ 計画的取得等を周知・啓発する。

目標3：子の看護休暇制度を拡充する。
（子の対象年齢の拡大など）

<対策>

- 令和4年度までに 対象となる子の範囲を「小学生就学前」から「中学生就学前」に拡大することについて検討し制度化する。

目標4：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

<対策>

- 令和2年4月～ 諸制度について、該当者に個別に周知・説明する。